

東住吉区芸術文化青少年育成事業業務委託契約にかかる
公募型企画提案プロポーザル方式による選定結果について

- 1 案件名称
令和元年度東住吉区芸術文化青少年育成事業実施業務委託
契約期間 契約締結日から令和2年1月31日まで
- 2 選定した委託予定事業者
いけばなインターナショナル大阪支部
- 3 公募期間
令和元年6月3日（月曜日）から令和元年6月24日（月曜日）正午
- 4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員による審査の結果

(1) 選定委員名簿（敬称略）（五十音順）

委員氏名	役職等
宮本 奈美子	東住吉区地域振興会 育和連合女性部長
向平 美希	一般社団法人関西伝統芸能女流振興会代表理事
山口 禎	大阪城南女子短期大学 教授

(2) 選定委員会の開催日
令和元年7月11日（木曜日）

(3) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
業務目的及び業務内容の理解度	事業内容について趣旨をよく理解し、的確な考え方が示されている。	5点
事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、独創性、専門性	提案された実演者・講師等の配置体制が、参加者に対して適正なものである。	25点
	提案された内容が、具体的に青少年の芸術への関心を高めるに資するものである。	
	提案された内容が、参加者の学齢に応じて理解を深める工夫がされているものである。	
	提案された事業実施スケジュールが具体的で実現可能である。	
事業実施体制	体験等の内容が、関心の向上・実現可能に資するものである。	10点
	事業を実施するのに必要かつ十分な人員配置となっているか 事業を実施するのに必要な実績・ノウハウを有しているか	
業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢	提案内容に申請団体の創意工夫が見られ、特色がでている。	5点
費用積算根拠の妥当性	事業経費見積額が提案内容に対して適当な金額である。	5点
合計		50点

(4) 審査を行った事業者

いけばなインターナショナル大阪支部

(5) 審査の結果（選定委員の評価点の合計点）

審査項目	審査内容	事業者 A
業務目的及び業務内容の理解度	事業内容について趣旨をよく理解し、的確な考え方が示されている。	13 点
事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、独創性、専門性	提案された実演者・講師等の配置体制が、参加者に対して適正なものである。	62 点
	提案された内容が、具体的に青少年の芸術への関心を高めるに資するものである。	
	提案された内容が、参加者の学齢に応じて理解を深める工夫がされているものである。	
	提案された事業実施スケジュールが具体的で実現可能である。	
事業実施体制	事業を実施するのに必要かつ十分な人員配置となっているか	28 点
	事業を実施するのに必要な実績・ノウハウを有しているか	
業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢	提案内容に申請団体の創意工夫が見られ、特色がでている。	14 点
費用積算根拠の妥当性	事業経費見積額が提案内容に対して適当な金額である。	12 点
合計		129 点

5 付帯意見

- ・秋だけではなく四季折々の花に触れる機会を設けることを期待する。
- ・いけばなのみならず、日本の伝統・芸術文化への興味が持てるような工夫を行うこと。
- ・いけばな鑑賞会への参加が増えるよう工夫をすること。